

令和8年7月23日公安委員会会議概要

第1 会議日時

令和8年7月23日（木） 午前9時40分 ～ 午後4時05分

第2 会議場所

公安委員会会議室、公安委員室

第3 出席者

1 公安委員会

松永委員長 久保田委員 三輪委員 杉山委員 中山委員

2 警察本部

本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバー対策本部長 警察学校長

第4 議事の概要

1 審議・報告案件

(1) 令和8年上半期の110番通報受理状況について（地域部）

地域部長から、令和8年上半期における110番通報受理状況について報告があり、委員から不審者等にかかる通報が増加したことについて「最近では、空き巣等と異なり、時間や手段を問わずに狙った住宅に侵入する事件が起きている。県民の皆さんには、不審者や不審車両にかかる110番通報を心掛けていただきたく、警察には、通報を受けた際の見えるパトロールをお願いしたい。」旨の発言があり、地域部長が「匿名・流動型犯罪グループによる犯行は下見行為を伴うものが多い。不審者・車両の通報を広報・啓発するとともに、寄せられた情報には組織的に対応し、見せるパトロールの実施やパトロールメモの投函等により住民の安心感の醸成に努める。」旨を返答した。

(2) 令和8年上半期における刑法犯等認知・検挙状況について（暫定値）（刑事部）

刑事部長から、令和8年上半期における刑法犯等認知・検挙状況について報告があった。

(3) 自動車運転死傷処罰法及び道路交通法の一部改正について（交通部）

交通部長から、自動車運転死傷処罰法及び道路交通法の一部改正について報告があり、委員から、危険運転致死傷罪の対象となる行為及び酒酔い運転の判断に客観的な数値基準が盛り込まれることについて触れ、「基準の明確化による飲酒関連の取締り件数の変動見込みはどうか。」旨の質疑があり、交通部長が「数値判断のみで適用できるため、道路交通法違反としての酒酔い運転の取締りは増加が予想される。また、アルコールの影響による危険運転致死傷罪についても適用事件の増加が予想される。」旨を返答した。

また、委員から「危険運転致死傷罪について、数値基準に満たない行為の場合はどうなのか。」旨の質疑があり、交通部長が「数値基準に満たない場合であっても、アルコールの影響により『正常な運転が困難』であること、高速度運転について『進行を制御することが困難』又は『道路や交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難』であることを認定できれば、事件化は可能である。」旨を返答した。

そのほか、委員から「殊更にタイヤを浮かせたりして進行制御が困難な状態で運行」する行為が危険運転の類型に加わることについて「いわゆるあおり運転や妨害運転とは別の危険性との考えでよいか。」旨の質疑があり、交通部長が「令和2年の法改正によりあおり運転や妨害運転が危険運転の類型に加えられたところ、このたびの改正ではドリフト走行が新たな類型として追加された。峠道等での危険なドリフト行為がこれに当たる。」旨を返答した。

(4) 「夏の交通安全県民運動」期間中の交通事故発生状況等について(速報値)(交通部)

交通部長から、「夏の交通安全県民運動」期間中の交通事故発生状況等について報告があるとともに、先般、委員から、飲酒運転について「コンビニエンスストアで購入した酒類を車内で飲み、そのまま運転してしまう例が認められる。店舗に対して協力要請できないか。」旨の発言があったことを受け、「先日、日本フランチャイズチェーン協会に対して、飲酒運転防止を呼び掛ける啓発チラシの活用依頼と飲酒運転の疑いのある行為に対する通報依頼を申し入れ、快諾を得られた。引き続き協力関係を維持していく。」旨の報告があった。

委員からは「コンビニは飲食をする場、という考えの方もいる。飲食業界に対する飲酒運転対策は進んでいるところ、コンビニは業種が異なるため、実態に応じた独自の対策が必要ではないかと考えたもの。抜け道を生まないように、引き続き対策をお願いする。」「コンビニは青少年が集まる場所にもなっている。少年の非行防止という観点でも関係構築と対処をお願いしたい。」旨の発言があった。

(5) 情報通信部門の認知度向上に係る取組について(情報通信部)

情報通信部長から、情報通信部門の認知度向上に係る取組としての小中学生職場体験講座の実施等について報告があり、委員から「若い方が持つ高い情報スキルが、悪い方向ではなく正しい方向に向かうよう、社会貢献に使われるように導いてもらいたい。」「オープンAIを活用したプログラムの作成や防犯カメラ映像の鮮明化プロセスのデモンストレーション等、若い方の意にかなう体験を提供できれば、興味・関心に繋がるのではないか。」旨の発言があり、情報通信部長が「展示できるものの有無について検討していきたい。」旨を返答した。

(6) 令和8年度静岡県警察拳銃射撃競技大会の開催について(警務部)

警務部長から、令和8年度静岡県警察拳銃射撃競技大会の開催について報告があった。

(7) 8月中の警察学校主要教養計画等について(警察学校)

警察学校長から、8月中の警察学校主要教養計画等について報告があった。

審議・報告終了後、7月30日をもって退任する松永委員長から「委員在任中の6年間、皆さんの活動を見てきたが、警察の仕事はスピーディであり、かつ、組織を柔軟に変えながら課題解決に向かっていく勢いがある。不易と流行を意識しつつも、変化を起こせない組織がある中、警察のこの姿勢は誇れるものである。大切にしてもらいたい。」旨の発言があった。

2 個別決裁・報告等

- (1) 人事案件（警務課：本部長）～決裁
- (2) 監察案件（監察課：主任監察官）～報告
- (3) 人事案件（警務課：警務部長）～報告
- (4) 訟務案件（監察課：課長補佐）～決裁
- (5) 採用時・昇任時教養の期間等の変更について（教養課：課長補佐）～報告
- (6) 禁止命令等及び書面警告の発令等の状況（6月分）について（人身安全少年課：理事官）～決裁
- (7) 警備業者に対する営業停止等処分に関する決定について（生活保安課：管理官）～決裁
- (8) 静岡県道路交通法施行細則の一部改正について（交通規制課：課長補佐）～決裁
- (9) 監督対象行為（身体接触）の発生について（総務課：管理官）～報告
- (10) 審査請求の受理報告について（総務課：係長）～報告
- (11) 来日ベトナム人に係る不法就労事件の公益通報について（公安課：課長補佐）～決裁
- (12) 公安条例の取扱状況について（警備課：次席）～決裁
- (13) 警衛情報について（警備課：次席）～報告
- (14) 警察職員等の援助要求について（警備課：次席）～決裁
- (15) 令和7年度中の情報公開条例及び個人情報保護法に基づく開示請求受理・処分状況について（警察相談課：管理官）～報告
- (16) 苦情・相談取扱状況（6月中）について（警察相談課：管理官）～決裁
- (17) 公安委員会宛て苦情の調査結果について（警察相談課：管理官）～報告
- (18) 公安委員会宛て苦情の回答（案）について（総務課：管理官）～決裁
- (19) 公安委員会宛て文書等について（総務課：管理官）～決裁
- (20) 静岡県公安委員会委員長の交代と委員の退任及び就任について（総務課：管理官）～決裁

3 運転免許の行政処分

意見の聴取・聴聞実施件数は20件で、警察からの個別の説明を基に処分を決定した。